

ID: 0434

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	観覧料の徴収																																																					
例規名 根拠条項	長門市香月泰男美術館条例 第7条																																																					
例規番号	平成17年条例第163号																																																					
<p>【根拠条文】 (観覧料) 第7条 美術館が展示する美術作品等を観覧しようとする者は、別表に掲げる基準額に相当する額の観覧料を納入しなければならない。</p> <p>別表(第7条、第8条、第9条、第17条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th>基準額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">常設展示観覧料</td> <td rowspan="2">個人 (1人1回につき)</td> <td>一般</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体 (1人1回につき)</td> <td>一般</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共通券 (1人1回につき)</td> <td>一般</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>高校生以下の者</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>企画展示観覧料</td> <td colspan="2">1人1回につき</td> <td>2,000円以内で市長が定める額</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">特別観覧料</td> <td colspan="2">熟覧 (1点につき、1回)</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td colspan="2">複写、模造等 (1点につき、1回)</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">撮影 (1点につき、1回)</td> <td rowspan="2">モノクローム</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>出版等を目的とする場合</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">カラー</td> <td>学術研究を目的とする場合</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>出版等を目的とする場合</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>研修室使用料</td> <td colspan="2">1時間につき</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>研修室冷暖房使用料</td> <td colspan="2">1時間につき</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 常設展示観覧料とは、美術館が常時展示している美術作品等の観覧料をいう。 2 企画展示観覧料とは、美術館が特別に企画し、展示する美術作品等の観覧料をいう。 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間は、1時間として計算する。 4 未就学児は、無料とする。 5 長門市民は、無料とする。 6 団体とは、20人以上のものをいう。 7 共通券 (個人がくじら資料館入館料、金子みすゞ記念館入館料、村田清風記念館観覧料及び香月泰男美術館常設展示観覧料を同時に支払う場合をいう。) は当該共通券で1回限り全施設に入場し、観覧することができる。</p>				区分			基準額 (円)	常設展示観覧料	個人 (1人1回につき)	一般	500	高校生以下の者	200	団体 (1人1回につき)	一般	400	高校生以下の者	150	共通券 (1人1回につき)	一般	700	高校生以下の者	300	企画展示観覧料	1人1回につき		2,000円以内で市長が定める額	特別観覧料	熟覧 (1点につき、1回)		200	複写、模造等 (1点につき、1回)		1,000	撮影 (1点につき、1回)	モノクローム	学術研究を目的とする場合	150	出版等を目的とする場合	1,000		カラー	学術研究を目的とする場合	300	出版等を目的とする場合	2,000	研修室使用料	1時間につき		200	研修室冷暖房使用料	1時間につき		100
区分			基準額 (円)																																																			
常設展示観覧料	個人 (1人1回につき)	一般	500																																																			
		高校生以下の者	200																																																			
	団体 (1人1回につき)	一般	400																																																			
		高校生以下の者	150																																																			
	共通券 (1人1回につき)	一般	700																																																			
		高校生以下の者	300																																																			
企画展示観覧料	1人1回につき		2,000円以内で市長が定める額																																																			
特別観覧料	熟覧 (1点につき、1回)		200																																																			
	複写、模造等 (1点につき、1回)		1,000																																																			
	撮影 (1点につき、1回)	モノクローム	学術研究を目的とする場合	150																																																		
			出版等を目的とする場合	1,000																																																		
		カラー	学術研究を目的とする場合	300																																																		
出版等を目的とする場合			2,000																																																			
研修室使用料	1時間につき		200																																																			
研修室冷暖房使用料	1時間につき		100																																																			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>																																																						
備考																																																						
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和3年10月1日																																																			